

—— 交 通 費 規 程 ——

(平成28年7月12日)

(目 的)

第1条 この規程は、理事会に出席するための交通費に関する事項について規定するものである。

(対象者)

第2条 対象者は理事、監事、部会長とする。

(条 件)

第3条 交通費は自宅より浪速工業会館までの交通（電車・バス）の往復に係わる費用とする。

(支給額および支払方法)

第4条 理事会等出席の交通費支給は実費とする。精算は原則として10月と3月にし、理事長の認めたものは3月にまとめて支払う事とする。支払い方法は原則銀行等の振込とし、手数料は会員負担とする。
但し交通費実費請求上限は1日5,000円とする。

(理事会以外の場合)

第5条 交通費は、6部会長会議・監査委員会・各部委員会にも適用する。

附 則

本規程は平成28年4月1日に溯って施工する。